

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成25年7月29日

奈良県健康福祉部長 江南 政治

1 業務の概要

(1) 業務名

全国障害者スポーツ大会奈良県選手団派遣業務委託事業

(2) 業務の目的

全国障害者スポーツ大会に選手団を派遣することにより、障害者スポーツの振興と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

・第13回全国障害者スポーツ大会（スポーツ祭東京2013）に奈良県選手団を派遣
※詳細は別紙「全国障害者スポーツ大会選手団派遣業務委託仕様書」（以下「仕様書」）に記載。

(4) 予算額

4,406千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
（うち340千円は、大会事務局が指定する宿泊施設の宿泊単価が県の積算単価を上回った場合の費用とする）

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する、仕様書に示すところによる。

(6) 履行期間

契約の日から平成26年3月31日まで

2 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 平成25年7月29日（月）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (4) 平成25年7月29日（月）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積

極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。

(11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(12) 本件業務と同種又は類似の業務を実施した実績を有する者であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。

(2) 複数の提案書等を提出したとき。

(3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

(4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

(5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

(6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒 630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地

奈良県健康福祉部障害福祉課社会参加促進係

電話番号 0742-27-8517

ファクシミリ 0742-22-1814

電子メールアドレス syogai@office.pref.nara.lg.jp

(2) 仕様書の配布

平成25年7月29日（月）から同年8月14日（水）午後4時までの間に、(1)の担当部局またはインターネットの「奈良県障害福祉課ホームページ」から入手するものとする。

(3) 「全国障害者スポーツ大会奈良県選手団派遣業務委託事業者募集要項」（以下「募集要項」）の配布

平成25年7月29日（月）から同年8月14日（水）午後4時までの間に、(1)の担当部局またはインターネットの「奈良県障害福祉課ホームページ」から入手するものとする。

(4) 企画提案書等の提出

(3)により配布する募集要項に示すところによる。

(5) 説明会の開催、質問の受付

(3)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者との契約

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 本業務の詳細は、4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。